

住民の皆様へお知らせ 【第4号】

平成23年4月18日発行

「町民の皆様へ」

この度の「東北地方太平洋沖地震」は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらし、多くの生命、財産が失われました。被災された皆様にご心からお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたします。また、現在も大きな余震が続く中、身の危険を顧みず行方不明者や負傷者の救出等に当たられている皆様に、心から敬意を表します。

そして、地震直後から町内各地区での避難所の設営と運営にご尽力をいただいた住民自治組織や自主防災組織を中心とした多くの町民の皆さまに対しまして、心より御礼申し上げます。特に、福島県南相馬市で被災された多くの方々への受け入れに際し、物心両面からご支援いただいている筆甫地区の皆様には、重ねて感謝申し上げます。さらには、町民の皆様や町内外の企業と関係機関各位をはじめ、姉妹都市である北海道北見市からも多くの支援物資をご提供いただくなど、本当に多くの皆様の心温まるご支援に大変勇気付けられたところであります。

町では、地震後直ちに災害対策本部を設置し、消防団をはじめ関係機関の絶大な協力をいただきながら、情報の収集や被災者への支援、ライフラインの復旧などに全力を挙げて取り組んでまいりました。水道や電気は、比較的早期に復旧することができましたが、一部の道路や下水道については、もうしばらくご不便をおかけすることになります。特に公共下水道につきましては、岩沼市の下水処理施設が壊滅的な被害を受け、機能回復に2年を要する見込みですので、この施設を利用されている町民の皆様には、引き続き節水にご協力をお願いいたします。

また、今回の地震と津波により、福島第一原子力発電所の一部が損壊して、放射性物質が拡散したため、放射能汚染についても連日報道されております。この心配を払拭するため、町では早急に東北大学に直接依頼しモニタリングを行っておりますが、現在のところ人体に影響を与える数値は出ておりませんので、安心していただきたいと思っております。

今回の地震では、町民全員が被災者です。早期の復旧のためには、今こそ「地域共助」という意識の下で、町民一人ひとりの力を結集し、一丸となって事態改善に取り組むことが求められています。

私も、町民の安全安心を第一に考え、国や県への強い働きかけを行うとともに、皆様の先頭に立ち復旧に向けて全力で取り組んでまいります。それと同時に甚大な被害を受けた沿岸部の被災地域支援も行ってまいりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。そして、町民の皆様が一日も早く平穏な暮らしに戻られることをご祈念申し上げます。

丸森町長 保科郷雄

特別講演 「原発事故による放射能の影響について」

今回の福島原発事故による放射能の影響、丸森町の測定値の推移と安全性について、下記のとおり講演会を行いますので、是非参加願います。

○日時・場所 平成23年4月21日（木） 午後1時から
丸森まちづくりセンター 大集会室（2階）

○講師 東北大学 サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター長
工学研究科教授
理学博士 石井慶造氏

* ご自由に参加いただけます。 お問い合わせ先…総務課（佐藤）Tel 72-3022

◆町内の水、農産物（しいたけ）及び空気中の放射能測定結果等について

◎浄水及のサンプリング結果 (単位：Bq ベクレル/ℓ)

採取場所	ヨウ素 131	食品衛生法に基づく乳児の飲用に 関する暫定的な指標値 (ヨウ素)	原子力安全委 員会が定めた 飲食物摂取制 限に関する指 標値 (ヨウ素)	セシウム	原子力安全委 員会が定めた 飲食物摂取制 限に関する指 標値 (セシウム)	採取日
石羽浄水場	ND	100	300	ND	200	4/14
筆甫浄水場	ND			ND		4/4
黒佐野浄水場	1.0			ND		4/4

※ND は1Bq/リットル以下を示す。

◎町内農産物（しいたけ）のサンプリング結果 (単位：Bq ベクレル/ℓ)

	ヨウ素 131	原子力施設等の防災対策 に係る指針における摂取 制限に関する指標値 (ヨウ素)	セシウム	原子力安全委 員会が定めた飲 食物摂取制限に 関する指標値 (セシウム)	採取日
			137 134		
しいたけ	17.2	2000	20.3 17.0	500	4/14

※他の原子炉由来の核種は検出されず。

◎空気中放射線量測定結果（測定場所：役場前12時頃）（単位：マイクロシーベルト/時）

測定日	測定値	●シーベルトとは、放射線が人体に与える影響を表わす単位。 ●自然放射線から受ける1人当たりの年間線量は、2.4 ミリシーベルト程度。 ●仮に0.22 マイクロシーベルトを年間で換算すると1.93 ミリシーベルトになります。
4月15日	0.30	
4月14日	0.22	
4月13日	0.28	

※1ミリシーベルト=1000マイクロシーベルト

◎このほかの測定結果については、町のホームページでご覧になることができます。
(福島原発事故に関する情報リンクも掲載してありますのでご利用ください。)

<http://www.town.marumori.miyagi.jp/notice/shinsai/>

各課からのお知らせ

保健福祉課から

◆平成23年度 健康カレンダーについて

4月に配布を予定しておりました健康カレンダーは、震災の影響で5月に配布いたします。ご了承ください。

お問い合わせ先…健康推進班 Tel 72—3019

企画財政課から

◆阿武隈急行線の一部区間の運行再開及び臨時バス等の運行について

阿武隈急行線が、4月18日（月）から角田駅～槻木駅間の運行を再開します。

丸森駅～角田駅間の運行再開は見通しが立っておりませんので、町では角田駅までの区間を臨時バス及び町民バス（大内線）を運行します。

○ 臨時バス 丸森病院～丸森駅～角田駅 朝、夕 2往復

○ 町民バス（大内線） 大内～病院～丸森駅～角田駅 朝、昼、夕 3往復

※運行時刻は、町ホームページや各地区のまちづくりセンターなどに掲載してお知らせします。

お問い合わせ先… 企画班 Tel 72—3024

丸森町社会福祉協議会から

◆義援金（東日本大震災にともなう被災者に対する生活支援）の受付について

東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）に係る義援金の受付窓口を下記のとおり設置しています。皆さまの温かいご協力をよろしくお願いいたします。

受付窓口・・・丸森町社会福祉協議会（丸森町役場1階）

Tel 0224—72—2241

被災地から避難されている方へ（お願い）

◆町では、被災地から丸森町に避難されている方について、下記のとおり調査にお伺いしますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

◎避難前にお住まいの県や市町村が、避難されている方へ見舞金や税金、保険料などの連絡を行うために調査するものです。

【調査方法】

① 丸森町各地区の行政区長がお伺いして、お名前や避難されている人数、連絡先をお聞きします。

② 区長の調査結果をもとに、総務課職員が避難されている方々をお伺いします。その際にお聞きした避難情報を宮城県及び被災地へ提供します。

※避難している方が直接、下記へ連絡いただいても結構です。

連絡先…丸森町災害対策本部（丸森町役場総務課消防防災班 Tel 72—3020）

東北地方太平洋沖地震に伴う被災者支援について

保健福祉課から

◎東北地方太平洋沖地震により被災された方に対して、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付を行います。

【災害弔慰金】

○支援の内容

- 1 生計維持者が死亡した場合…500万円
- 2 その他の者が死亡した場合…250万円

○対象となる方

…東北地方太平洋沖地震により死亡した方で、被災されたときに丸森町に住所を有していた方の遺族が対象です。

【災害障害見舞金】

○支援の内容

- 1 生計維持者が重度の障害を受けた場合…250万円
- 2 その他の者が重度の障害を受けた場合…125万円

○対象となる方

…東北地方太平洋沖地震により重度の障害を受け、身体障害者手帳の交付を申請された方で、被災されたときに丸森町に住所を有していた方が対象となります。

【災害援護資金の貸付】

○支援の内容

生活の再建に必要な資金の貸付を行います。(貸付利率3%償還期間は10年以内)

○活用できる方

東北地方太平洋沖地震により世帯主が負傷し、その療養に要する期間が1ヶ月以上となったときや住居や家財に大きな被害を受けた世帯で、被災されたとき丸森町に住所を有していた方の世帯が対象となります。ただし、所得制限があります。

◎東北地方太平洋沖地震により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金が支給されます。

【被災者生活再建支援制度】

○支援の内容

- 1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)…最高100万円
- 2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)…最高100万円

*支給額は、上記2つの支援金の合計額となります。(世帯人員が1人の場合は金額が3/4です。)

○活用できる方・・・住宅が全壊等又は大規模半壊した世帯の方

◎上記の内容及びその他の支援制度については、保健福祉課(電話 72-2115)までご相談ください。

り災証明書 ・ 被災証明書について

総務課から

このたびの東北地方太平洋沖大震災により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。被災された方々が、一日も早く生活を再建されるよう、保険金の請求や各種支援、税の減免の申請等を行うために「り災証明書」及び「被災証明書」の発行を行っております。

・り災証明書

…被害を受けた方の申請により、住家の被害状況の調査を行い、その確認した事実に基づき町が発行する証明書で、各種支援や税の減免の申請等の基準となるものです。

・被災証明書

…被害を受けた方の申請により、住家以外の建物、家財等について、被災届出があったことを町が証明するものです。

※被害の状況を確認できる写真、印鑑をご持参ください。なお、現地調査を行う場合があります。

お問い合わせ先… 消防防災班 Tel 72-3020